

業務名称:日本・アフリカの共創のための架け橋人材育成プログラム(TOMONI Africa)の運営支援業務

(公告日:2025年5月23日 調達管理番号:25a00200)について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部次長(契約担当)

通番	該当頁	項目	質問	回答
			第3回 (6 / 17 回答)	
15	P.24	見積様式 交流イベント (Africa Youth Camp (仮))	見積様式中の「交流イベント (Africa Youth Camp (仮))」について、これは日本アフリカ・ユースキャンプにかかるものか、交流イベントにかかるものか、どちらでしょうか。この費目が交流イベントにかかり、かつ対面開催を想定している場合、参加者に交通費・宿泊費・日当を支払う計画であれば、参加者が具体的に確定していない中で見積計上は難しいため、定額計上に変更いただけますでしょうか。あるいは、交通費・宿泊費・日当支払い対象とする参加者の区分を明記ください。	見積様式中の「交流イベント (Africa Youth Camp (仮))」は交流イベントにかかるものになります。また、項目「交流イベント (Africa Youth Camp (仮))」と項目「交流イベントの計画・運営・評価」を含め、「交流イベント」全体を【Ⅲ.直接経費】(定額計上)に変更いたします。P24見積様式も添付の見積様式に変更いたします。

説明書の訂正				
通番	該当頁	項目	訂正前	訂正後
20	P14	第2 業務仕様書(案) 4. 業務の内容 (3) ア フリカ人留学生等と TOMONI Africa に関与した 日本の若者等との交流創出	ア) アフリカ人留学生等と上記(1)(2)等の取組みに参加した日本の若者が交流する機会を1回程度実施する(200名規模の半日のイベントを想定する)。	ア) アフリカ人留学生等と上記(1)(2)等の取組みに参加した日本の若者が交流する機会を1回程度実施する(100名規模の半日のイベントを想定する)。
21	P23	第4 経費に係る留意点 3. その他留意事項 (1)	(1) 精算手続きに必要な「証拠書類」とは、「その取引の正当性を立証するに足りる書類」を示し、領収書又はそれに代わるものです。証拠書類には、①日付、②宛名(支払者)、③領収書発行者(支払先)、④受領印又は受領者サイン、⑤支出内容が明記されていなければなりません。	(1) 精算手続きに必要な「証拠書類」とは、「その取引の正当性を立証するに足りる書類」を示し、領収書又はそれに代わるものです。証拠書類には、①日付、②宛名(支払者)、③領収書発行者(支払先)、④受領印又は受領者サイン、⑤支出内容が明記されていなければなりません。なお、定額計上としている、日当、宿泊費については発注者の旅費規程によるものとします。
22	P24	第4 経費に係る留意点 見積様式		見積様式を添付に変更します。

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	5項	5. 競争参加資格(3)共同企業体、再委託について 2)再委託	以下は、第1回(6/3回答)にて公開 第一種旅行業がないと、海外・国内の企画旅行、手配旅行が取り扱えないため、この資格を持っていない場合は一部の業務を再委託する必要があります。しかし入札説明書では「再委託は原則禁止」と書かれているため、再委託を認めて頂きたいのですがいかがでしょうか。	ご指摘を踏まえ、スタディツアーにかかる業務は第一種旅行業の資格を持つ業者への再委託を可とします。 入札説明書より 「再委託は原則禁止となります。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるときまたは発注者の承諾を得たときは、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限り再委託は可能です。
2	P.5 P.13 P.14 P.16	第1 5. (3)共同企業体、再委託について 第2 4. (1)②ロゴ、コンテンツ等作成 第2 4. (2)①日本の若者のアフリカへの試行的派遣(以下「スタディツアー」) 第2 8. (2)再委託の可否	以下は、第2回(6/13回答)にて公開 入札説明書に記載のスタディツアー(第2 4. (2)①日本の若者のアフリカへの試行的派遣)は、海外への募集型企画旅行に該当する可能性が高く、旅行業法上、旅行業登録(第1種)のある法人でなければ実施できない業務と理解しております。 一方、入札説明書P.5にて再委託は原則禁止とされており、P.16(2)に明示された(1)②ロゴ、コンテンツ等作成以外には、再委託可能な業務が明記されておられません。 つきましては、スタディツアー業務のうち「航空券、宿泊、現地輸送等の旅行手配」に係る部分について、旅行業登録のある法人への再委託契約を可能とするよう、ご検討いただけますでしょうか。	通番1と同じです。
3	P.5 P.13 P.16	第1 5. (3)共同企業体、再委託について 第2 4. (1)①JICAの関連取組の整理と記事・動画作成 第2 8. (2)再委託の可否	入札説明書に記載の動画作成(第2 4. (1)①JICAの関連取組の整理と記事・動画作成)について、動画の撮影・音声収録・編集は、TOMONI Africaの対外向け広報ビデオとしての質を保つ観点から、動画作成の撮影・音声収録等のための専門機材や映像の最終仕上げとなるマルチオーディオ(MA)スタジオを有する外部制作者への再委託契約は可能でしょうか。	再委託は必要と思われる場合、動画作成においても可能とします。ただし、価格点も入札対象となる旨、ご留意願います。 入札説明書より 「再委託は原則禁止となります。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるときまたは発注者の承諾を得たときは、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限り再委託は可能です。
4	P.13 P.15	第2 4. (1)①JICAの関連取組の整理と記事・動画作成 第2 5. (1)TOMONI Africaに合致するJICAの関連取組み	入札説明書に記載の記事執筆・動画作成や、TOMONI Africaに含むべき活動や対象とすべき人材の検討と提案については、P.15に記載があるTOMONI Africaに合致するJICAの関連取組みの報告書や関連資料、関係者への連絡聞き取りなどが必要になると思いますが、連絡先情報などはご共有いただけるのでしょうか?	対象となる部署については本業務受託先の方で特定頂いた後、JICA内の連絡先をアフリカ部から共有することは可能です。
5	P.13	仕様書4.業務の内容 (1)JICAのTOMONI Africa関連の取組の整理と記事・動画作成、ロゴやサイト等作成	動画は、英語字幕・フランス語字幕が必要と記載がありましたが、記事やサイト、パンフレットは日・英・仏の作成が必要でしょうか?	記事、サイト、パンフレットは日・英を想定しています。仏語での作成は不要となります。全体部数の内、各言語の印刷部数は、本業務開始後、打ち合わせの上、決定します。
6	P.14	第2 4. (2)日本の若者のアフリカへの試行的派遣、日本アフリカ・ユースキャンプの支援	スタディツアーとユースキャンプの「募集」は業務仕様書に含まれていますが、参加者の「選定」はJICAが行うという整理でしょうか?	参加者の募集は、募集要件に沿っているかどうかの確認を含めて、一次選定は本業務受託先の方で行い、共有された候補者をJICAアフリカ部の方で確認し、最終決定します。
7	P.14	仕様書4.業務の内容 (2)日本の若者のアフリカへの試行的派遣、日本アフリカ・ユースキャンプの支援	スタディーツアーやユースキャンプ参加者を募集する広報媒体は決まっていますか?	これまでに行った、もしくはこれから行う予定のユースキャンプやスタディーツアーでは、基本的に対象となる教育機関が特定されており、広く一般に参加者募集を行っていません。もし、今回のユースキャンプおよびスタディーツアーで広く参加者を募集する場合には、JICAが運営するSNS等で発信することも検討します。
8	P.14	仕様書4.業務の内容 (2)日本の若者のアフリカへの試行的派遣、日本アフリカ・ユースキャンプの支援 (3)アフリカ人留学生等とTOMONI Africaに関与した日本の若者等との交流創出	(2)イ)過去の実施事例を参照するとありますが、それはP15に記載の(1)TOMONI Africaに合致するJICAの関連取組み、という理解で良いでしょうか? (3)参考にするべき過去の優良事例とは何をさしていますでしょうか?	P15に記載の(1)TOMONI Africaに合致するJICAの関連取組みと言う理解で問題ありません。 過去の優良事例とは、本業務受託業者の方で調査し、JICAまたはJICA以外の団体が行った過去の事例で優良であったと思われるものを指します。ABEイニシアティブにおける取り組みなどが、候補になると考えます。
9	P.14	第2 4. (3)アフリカ人留学生等とTOMONI Africaに関与した日本の若者等との交流創出	交流イベントの「募集」は業務仕様書に明記がありませんが、JICAが受注者どちらの業務となるでしょうか。また、募集方法(手段)の想定やそれに係る費用も見積もる必要がありますか。	通番6と同じ。募集方法(手段)については、技術提案書に記載頂き、その上で具体的な費用が発生する見込みであれば、反映願います。
10	P.14	第2 4. (3)アフリカ人留学生等とTOMONI Africaに関与した日本の若者等との交流創出	交流イベントは対面のみか、対面・オンラインのハイブリッドか、どちらを想定されていますか。	現段階では対面のみを想定していますが、本業務受託委託先から提案があり、望ましいとJICAアフリカ部が判断した際には、ハイブリッドも検討します。

通番	該当頁	項目	質問	回答
11	P. 19 P. 21	第3 1. (1) 1) a) 類似業務の経験 (一覧リスト) 1. (1) 類似業務の経験	P. 21では「当該業務に最も類似すると思われる実績 (3件以内)」が求められていますが、P. 19の類似業務の経験 (一覧リスト) では3件を上限として記載するのか、コンサルタント等契約に倣い10件を上限として記載するのか、どちらでしょうか。	P. 21の評価表に記載して頂くのは最も類似すると思われる実績を3件以内ですが、P. 19の類似業務の経験 (一覧リスト) は10件を上限として記載してください。
12	P. 19 P. 21	第3 1. (3) 2) 業務従事者の経験・能力等 (参考: 様式2 (その1、2)) 3. (1) 類似業務の経験	P. 21では「業務総括者の業務内容として最も適切と考えられるものを3件まで」が求められていますが、P. 19の業務従事者の経験・能力等 (参考: 様式2 (その2)) のリストでは3件を上限として記載するのか、コンサルタント等契約に倣い10件を上限として記載するのか、直近10年以内の類似業務を件数上限無く記載するのか、直近10年以内の区切りなく類似業務を件数上限無く記載するのか、どちらでしょうか。	P. 21の評価表に記載して頂くのは最も類似すると思われる実績を3件以内ですが、P. 19の業務従事者の経験・能力等 (参考: 様式2 (その2)) のリストには10件を上限として記載してください。直近10年以内のものを記載いただくことが望ましいですが、期間は制限しません。
13	P. 21 P. 22	2. (2) 業務実施体制 (要員計画・バックアップ体制) 第4 (1) 2) 2) 直接経費	P. 22で定額計上の経費について「契約実施中に必要経費が確定した時点で見積書 (2者以上) を取得し」とありますが、P. 21評価表で「再委託を行う場合は、再委託予定先企業の概要、再委託予定業務の内容、類似業務の経験、再委託予定先企業の実施体制・要員体制についても、具体的にご提案ください。」とあります。認められた再委託業務については、見積競争による再委託先選定になる可能性があります。具体的な再委託予定先企業の提案がP. 21の評価表の通り評価対象になるでしょうか。	ご理解の通りです。
14	P. 22 P. 24	第4 (1) 2) 2) 直接経費 見積様式 【III. 直接経費】 (定額計上)	定額計上されている「スタディツアー (定額計上)」、「アフリカユースキャンプ2回 (定額計上)」について、P. 24にその内訳が記載されていますが、契約後の詳細価格確定時に各項目に従うのか、あるいはP. 22の記載のとおり活動の詳細が決まったら合意単価を作成するのか、どのように運用されますでしょうか。	P. 22の記載のとおり活動の詳細が決り必要経費が確定した時点で金額の根拠を確認し合意単価を作成します。
15	P. 24	見積様式 交流イベント (Africa Youth Camp (仮))	見積様式中の「交流イベント (Africa Youth Camp (仮))」について、これは日本アフリカ・ユースキャンプにかかるものか、交流イベントにかかるものか、どちらでしょうか。この費目が交流イベントにかかり、かつ対面開催を想定している場合、参加者に交通費・宿泊費・日当を支払う計画であれば、参加者が具体的に確定していない中で見積計上は難しいため、定額計上に変更いただけますでしょうか。あるいは、交通費・宿泊費・日当支払い対象とする参加者の区分を明記ください。	こちらのご質問はアフリカ部にて検討中のため、調整でき次第、来週中を目途に回答を掲載いたします。 ⇒第3回回答をご確認下さい。
16	P. 24	見積様式 スタディツアー (定額計上)	見積様式中の「スタディツアー (定額計上)」欄で、同行者は1名と書かれていますが、適切な受入先選定と円滑なスタディツアー実施のため、現地備人1人の備上が必須であると考えます。計上は可能でしょうか。	現地では、JICA の在外拠点から1日から数日間の現場視察や在外拠点での説明を行うことを想定しており、本邦からの総括または総括補佐の同行で基本的に賄うことが可能と考えています。他方、必要に応じて現地備人1人を計上することは可能です。
17	P. 24	見積様式 スタディツアーの持続性検討 (企業寄付型等) の調査 (ヒアリング含む) ・検討	見積様式中の「スタディツアーの持続性検討 (企業寄付型) の調査 (ヒアリング含む) ・検討」は、スタディツアーとは別の、持続性検討を目的としたアフリカ渡航1カ国1週間程度の渡航費を想定しているでしょうか？	見積もり様式に記載の通り、スタディツアー渡航先と同じ国を基本的に想定しますが、必要に応じて別の国も可能です。スタディツアーと同じ国に渡航する場合には、スタディツアーと別のタイミングで渡航することを想定しています (スタディツアー内で情報を収集しきれない場合を想定しています)。
18	P. 49	様式集 1. 技術提案書表紙	一般競争入札: 総合評価落札方式 (国内向け物品・役務等) において、技術提案書表紙はP. 49に記載のリンクから参考様式が入手できますが、コンサルタント等契約の様式1-1に倣い、表紙に以下誓約文の明記は必要でしょうか。 (1) 本案件に関連し、独立行政法人国際協力機構競争参加資格停止措置規程に基づく措置の対象となり得る行為を行わない。 (2) 現在及び将来にわたって、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程 (平成24年規程 (総) 第25号) に規定する「反社会的勢力」に該当せず、また関与・利用等を行わない。 (3) 令和5年度版「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に基づき機構が定める「個人情報取扱い安全管理措置並びに情報セキュリティ対策」を遵守するとともに、「個人情報保護及び情報セキュリティに関する情報」にて、個人情報保護及び情報セキュリティにかかる管理体制等の報告を行う。	リンク先の技術提案書参考様式 (表紙) のとおり使用して頂ければ結構です (左記の (1) ~ (3) の追記は不要です)。
19	なし	なし	本件業務は「主として国内対象」である「物品の調達・役務の提供等」の業務として公示されています。JICAは、本スキームの予定価格の積算において、報酬額では「コンサルタント等契約 (国内業務) 2025年度直接人件費単価基準月額 (上限)」を想定して積算しているという理解で間違いはないでしょうか。本スキームの一般論・原則論として伺いたいです。	違います。本件は一般競争入札であり報酬額は「コンサルタント等契約 (国内業務) 2025年度直接人件費単価基準月額 (上限)」によるものではないため、適切と考える報酬額を見積もりにてご提示ください。